

提案

日付：2023/02/01

件名：子育て応援事業について

1.問題、課題：

コロナの給付金について令和2年4月27日以降に生まれた子には10万円の給付がなかった。緊急事態宣言中、一番苦勞した時だった。

令和2年4月27日～令和4年4月1日がはざまの期間となるため、改善案の通り対象を広げるべきである。

令和2年4月27日以降に生まれた子供に対して独自に給付金を出すべきだと意見したが、その際はいずれにしても対象に含まれない人が出てきてしまうとの回答でやむを得ないと納得したが、今回は納得できません。

2.改善案：

令和4年4月1日以降出産対象ではなく令和2年4月27日以降を対象にするべき。これは絶対にやるべき対応である。

3.改善後の効果：

はざまの期間に出産した家族への支援。第二子、第三子を前向きに検討する少子化対策。

回答

<子育て応援事業について>

【所管：子育て支援課】

子育て応援事業の出産・子育て応援ギフトの対象を、令和2年度の国の特別定額給付金の基準日である令和2年4月27日以降にするべきとのご提案をいただきました。

令和2年度の国の特別定額給付金は、コロナ禍における緊急経済対策の一つとして、基準日である令和2年4月27日において、住民基本台帳に記載されている方お一人につき10万円を、その世帯の世帯主に支給したものです。

今回の出産・子育て応援事業は、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少なく

ない中で、安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題との認識のもとに、妊娠届出時からすべての妊婦や子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援と、妊娠届出時と出生届出後に合計10万円相当の経済的支援を一体的に実施するものです。

本来は、それぞれの届出の時期に面談を行って、その後に支給するものですが、年度の途中で事業が始まったことから、令和4年度中に妊娠届出をした妊婦または出生した児童も、さかのぼって対象にするという考えのもとに、国の実施要綱において、出産・子育て応援ギフトの支給対象が、令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦または出生した児童とされているところです。

特別定額給付金から今回の出産・子育て応援事業までの間、令和3年度には国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、18歳以下の子どもお一人につき10万円相当の臨時特別給付が行われましたが、この給付には所得制限が設けられておりました。町では、所得制限により国の給付を受けられない方に対して、対象となる子ども一人につき10万円を独自に支給させていただきました。

このような状況や、出産・子育て応援事業の趣旨を踏まえまして、ご提案の件につきましては、対象を令和2年4月27日以降に変更する考えはございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。